

令和4年1月11日
リサイクル燃料貯蔵（株）

【相談資料】電気設備に関する設工認変更申請の項目と概要

現在、新規電源車の調達にあたり、設工認（分割第1回）の変更申請の準備を進めているが、電源車の要目表の記載について、将来の取替等を考慮した記載を行うことで検討を進めている。また、電気設備に関する使用前事業者検査の検討に伴い、現在の設工認の記載を見直したい点があることから、変更申請に合わせて見直しを行いたい。

以下に、変更申請の概要について記載する。

1. 電源車の要目表の記載の見直し

電源車の要目表の記載では、内燃機関や発電機の仕様や燃料タンクの公称値を記載していることから、今後も、取替の都度、設備の製造中止等が理由となり同様の仕様のものが調達できず、要目表の記載が変更となる可能性が高い。そのため、取替に伴う要目表の記載を必要としない対応ができるように、要目表の記載を以下のように変更したい。

- (1) 軽油貯蔵タンクの設計確認値を、電源車の燃料消費量に基づく値から、軽油貯蔵タンク1基あたりの容量（公称値）に基づく値とする。
- (2) 電源車の燃料消費量の記載を、機器の仕様から、軽油貯蔵タンクの設計確認値にもとづく、複数の電源車共通の設計確認値の記載とする。
- (3) 電源車の燃料タンクの公称値の記載をしない。あるいは、複数ある電源車のうち、容量の小さな電源車の値を記載し、その旨を注記する。

2. 電源車の外部火災及び竜巻に対する評価における保守性の確保

電源車は外部火災と竜巻に対する固縛対策の対象設備となっており、その評価には、電源車の仕様（全長、全高、全幅、燃料タンク容量）を用いている。そのため、取替に伴い新規電源車の仕様に変更となるため、再評価が必要となっている。今後も、製造中止等に伴い取替に際しては仕様に変更となる可能性があることから、外部火災評価及び竜巻評価に際しては、実際の電源車の仕様よりも保守性を持った値を用いて評価を行うこととし、将来の取替時に仕様が変わった場合でも、評価の範囲内であれば再評価は不要としたい。

3. 電源車の要目表への力率の記載の追加

電源車の使用前事業者検査の検討を進めていたところ、工場では、力率0.8における出力200kWを100%負荷として負荷試験を行っていることを確認した。今後の性能を確認す

る検査においても、定格出力として、200kWを確認する予定である。

しかし、現在の要目表では、定格容量 250kVA の記載のみであり、力率の記載がないことから、要目表に力率を追記することとしたい。

4. 添付 19-4-4 電気設備の系統図における記載の適正化について

電気設備の使用前事業者検査の検討を進めていたところ、単線結線図の別紙として添付している以下の負荷リストに誤りを確認したことから、記載の適正化として修正したい。

19-4-4-1 リサイクル燃料備蓄センターの単線結線図 別紙 負荷リスト

19-4-4-2 無停電電源装置の単線結線図 別紙 負荷リスト

また、現在、リサイクル備蓄センターは東北電力ネットワーク株式会社から外部電源を受電しており、自主的に電源強化の検討を進めてきたが、この度、東北電力ネットワーク株式会社から予備電源線（異なる変電所からの配電線）を確保することとした。単線結線図に追記を行うこととしたい。

19-4-4-1 リサイクル燃料備蓄センターの単線結線図

以上